

保険薬局部会ニュース

令和2年5月29日
広島県薬剤師会保険薬局部会

令和2年5月診療分の診療報酬等の概算前払の実施について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記につきまして、厚生労働省保険局医療課より日本薬剤師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

今般、新型コロナウイルス感染症への対応により資金調達が困難となった保険薬局および保険医療機関等について、福祉医療機構等の融資が実施されるまでの間の対策として、本来令和2年7月に支払われる令和2年5月診療分の診療報酬等の一部を本年6月に受け取ることを希望する保険薬局等に対して、概算前払が実施されることとなりました。

概算前払い額は、令和2年4月診療分（6月支払分）の額と令和元年12月から令和2年2月診療分の3か月平均額との差額に8分の10を乗じた額とすること、7月の診療報酬等の支払時には、6月に前払いした分を減額することとされております。

申請締切は本年6月5日（金）必着となっております。

本件に係る申請先は社会保険診療報酬支払基金（概算前払事務局）及び国民健康保険団体連合会です。

・厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11459.html

・支払基金

<https://www.ssk.or.jp/oshirase/maebarai.html>

・広島県国民健康保険団体連合会

<https://www.hiroshima-kokuhoren.or.jp/news/>